

令和6年度宇都宮市社会福祉審議会全体会 会議録

■ 日時 令和7年3月26日（水）午後2時～3時

■ 場所 宇都宮市役所 災害対策本部室

■ 議事 (1)報告事項

令和6年度専門分科会調査審議結果について

(2)調査審議事項

令和7年度全体会及び専門分科会調査審議予定案件について

■ 出席者

【委員】横須賀咲紀委員，山崎昌子委員，金沢力委員，舟本肇委員，三條安子委員，唐木成仁委員，塩澤達俊委員，麦倉仁巳委員，佐々木洋二委員，釧持幸子委員，福田敏子委員，桶田正信委員，興野憲史委員，中澤和男委員，浜野修委員，岩井俊宗委員，小松整洗委員，阿久津浩久委員，木村由美子委員，小笠原弘委員，池本喜代正委員，檜山和子委員，小林雅彦委員，朝野春美委員（24名）

【事務局】

〔保健福祉部〕保健福祉部長，保健福祉部次長

〔保健福祉総務課〕保健福祉総務課長，保健福祉総務課長補佐，

企画グループ係長，職員2名 地域共生推進室長，係長

〔高齢福祉課〕高齢福祉課長，企画グループ係長，職員1名

〔障がい福祉課〕障がい福祉課長，企画グループ 職員1名

■ 公開・非公開の別 公開

■ 傍聴者 無

■ 会議経過

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 委員紹介

4 議 事

(1) 報告事項

○令和6年度専門分科会調査審議結果について各部会長から報告

・民生委員審査専門分科会

・障がい者福祉専門分科会

・高齢者福祉専門分科会

・地域福祉専門分科会

(2) 調査審議事項

○令和7年度全体会及び専門分科会調査審議予定案件について事務局より説明し、各委員了承

5 その他

6 閉 会

《発言要旨》

4 議事

(1) 報告事項

○令和6年度専門分科会調査審議結果について

発言者	内容
民生委員審査専門分科会	
小林委員	民生委員のなり手不足、宇都宮も例外ではないと思うが、従来からの取組に加えて、こんなことに力を入れているなど、新たな取組のお考えがあれば伺いたい。
事務局 (保健福祉総務課長)	資料に記載のとおり、充足率は一斉改選ごとに少しずつ減っている現状がある。対象者が増えている地区などで、地区ごとに定足、定員数を見直している。また、民生委員全体の半数が働きながら、民生委員をしている現状があることから、今年度から新たな取組として、民生委員児童委員協議会の皆さまと一緒に、働きながら民生委員ができるということを周知できるよう4名の民生委員をピックアップして紹介するリーフレットを作成し、今月配布を行った。このような取組を継続しながら、充足率の向上に努めてまいりたいと考えている。
小林委員	働きながら、活動できる環境整備がこれからかなり重要になる。企業にも働きかけるなどしてもらえるとよい。
障がい者福祉専門分科会	
興野委員	市の障がい者サービスのしおり20ページに「心身障がい者福祉手当」とあるが、中身は身体と知的だけで、精神は入っていない。法律では3障がいは一緒となっているが、実際には一緒ではない。精神にもぜひ同じようにやっていただきたい。前々年度に陳情書を出したが、却下された。却下された理由に納得していないが、意見を言うことも許されなかった。ぜひ差別をしないでいただきたい。
事務局 (障がい福祉課長)	宇都宮市は先駆的に独自のサービスを行っており、この手当も市単独の制度である。この他にも様々な助成制度があり、時間はかかるが、全体のサービスの見直しをすすめている。

池本委員長	御意見があったということで、受け止めていただきたい。 また今年、障がい者支援アプリ「わく・わくアプリU」が導入されたが、今後さらに利用者が使いやすくなるように改善されるよう、引き続き検討していただきたい。
高齢者福祉専門分科会	
桶田委員	現在、市内には自治会が784あるが、その中で老人会があるのが221と、3分の1以下になっている。これから地域共生社会ということで、安心、安全に暮らせるまちづくりをすすめるため、サロン活動を行っているのは、330か所になっている。 居場所がないから、コミュニティができないので、空き家対策のなかで、居場所づくりをやってほしい。全国でも成功事例があるので、市議会でも議題として要望としてあげていただきたい。
山崎委員	市議会議員として地域を回るなかでも、「1週間ぶりに話した」「バナナ1本で1日過ごした」などの話を聞いている。 その中で地域の方が協力して、駒生交番の近くで、空き家を活用して、市からの補助なども使いながら、居場所を作っている場所がある。 こういった実践を広げていけるといい。成功事例があったら、市からもアピールいただけるといい。
事務局 (高齢福祉課長)	生活安心課の空き家対策グループで「空き家等対策地域活動費補助金」がある。自治会や地域まちづくり組織などが、空き家の発生抑制や適正管理、有効活用40万円を上限にした補助の制度がある。
金沢委員	参考資料2 「じっくり安心プラン概要版の6ページの基本目標2に 「認知症事故救済事業」について、認知症を原因とする事故により、第三者に怪我などを負わせた際に、その補償に係る経済的負担を軽減するための保険制度を実施すると新規事業の記載があるが、申請方法や保険の概要、保険料などについて伺いたい。
事務局 (高齢福祉課長)	高齢化が進む中で、認知症の方も年々増えているため、認知症の方とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、様々な認知症対策をしているうちの1つとして、令和5年8月から、認知症事故救済事業を開始した。 認知症の症状が原因で、第三者に損害を与えてしまったという場合に、市がその損害を補償する制度になる。例えば、外出して他人のものに傷をつけた、他人に怪我を負わせた、または線路に立ち入り電車を止めたなどが想定される。 補償には2種類あり、法的な賠償責任の有無に関わらず、被害を受け

池本委員長 興野委員 事務局 (高齢福祉課長)	た方にお見舞金を給付する制度（県内初）、もう１つ法的な責任を負った場合には、被害を受けた方に賠償金として補償する保険に加入している。保険会社との契約も市が行い、保険料も市が負担しているので、認知症の方やその家族が保険料を負担することはない。加入対象の方は、要介護認定を受けた方の中で、認知機能の低下が認められる方で、かつ外出ができる人を、市が自動で抽出して、介護認定に合わせて保険に加入するため、本人が申請を忘れたから利用できないということはない。 申請不要で自動加入というのは、全国初の仕組みになっており、直近の令和７年１月末で、３６００人ほどが加入している。 実際にこれまで支給した実績はないが、毎年何件か問合せは入っている。 他県では、認知症の方の鉄道事故で電車が遅れたことについての損害賠償の請求されたケースもあり、保険の必要性はあると感じているので、現状での支給実績はないというのは、よかったと捉えている。 要介護認定を受けないと利用できないのか。 認知症の症状があつていなくなる心配がある場合には、事前に御相談いただいて、窓口で確認させていただいて加入する例もある。
地域福祉専門分科会	
横須賀委員	バス路線など、公共交通の充実について交通政策課と意見交換したところ、一市民がバス路線をこのようにしたら、市民が利用しやすくなると思って個人的に伝えても、住民の総意でないと意見として取り入れるのが難しいということもあった。 市民に対して情報共有、意見交換の場を設け、どうやったら住みやすくなるかしっかり提案し、やり方を示しながら、取り組んでいただけたらと思う。